

草津あんしんいきいきプラン

第9期

草津市 高齢者福祉計画
介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度



草津市

※当パンフレットは草津あんしんいきいきプラン第9期計画を抜粋しました。

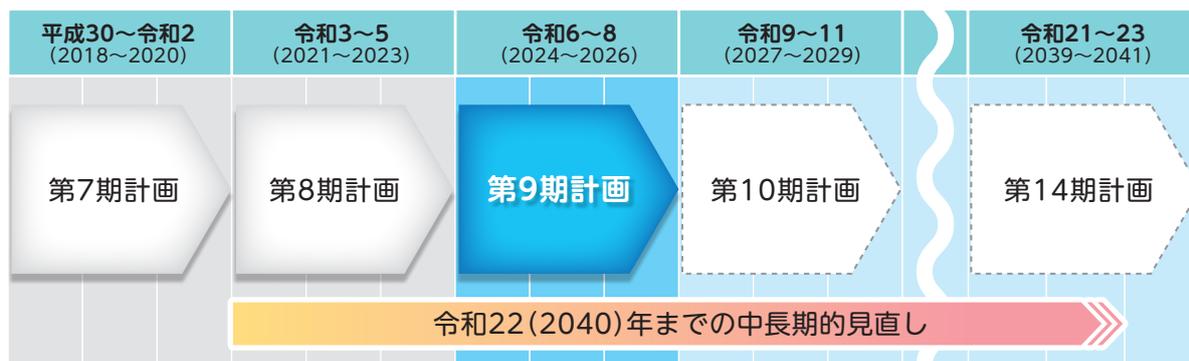
計画策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

- ◆我が国では、世界的に例を見ないスピードで高齢化が進んでおり、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年には、4人に1人が75歳以上となる社会を迎えます。
- ◆持続可能な社会保障制度の構築に向けたさまざまな課題や、人口減少と超高齢化による経済の停滞など、将来の生活への不安が増しています。さらには、ひとり暮らし高齢者の増加や地域コミュニティの変化によって、住民相互のつながりが希薄化しているといわれており、地域において高齢者を支える新たな仕組みづくりが必要となっています。
- ◆本市においては、現在、全国や滋賀県と比べると高齢化率は低く推移してきたものの、平成25(2013)年には19.2%だった高齢化率は令和5(2023)年には22.4%と上昇基調にあります。また、高齢者人口も増加を続けており、特に75歳以上の後期高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加により、支援を要する高齢者等が増加することが見込まれます。
- ◆さらなる高齢化の進展を見据え、すべての高齢者が安心していきいきと暮らせる社会を目指し、地域と行政が協働し、事業を円滑に実施していくための計画として「草津あんしんいきいきプラン第9期計画」を策定します。

計画について

- ◆本計画は、老人福祉法第20条の8に規定する高齢者の福祉に関する「老人福祉計画」と、介護保険法第117条に規定する介護サービスの給付に関する「介護保険事業計画」を一体的に作成するものです。
- ◆本計画の計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。なお、本計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を計画期間中に迎えることとなり、また全国的に高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年を中長期的に見据えた計画とします。



日常生活圏域

本市においては、小学校区を最小単位の生活基盤とした上で、高齢者保健福祉施策の取組の継続・発展の観点から、中規模である中学校区(6学区)を日常生活圏域としています。

■草津市(全体)

総人口	139,550人
高齢者人口	31,267人
高齢化率	22.4%
要支援・要介護認定者数	5,694人
認定率	18.2%

※要支援・要介護認定者数には、
住所地特例の人数を含む。(市外を含む)

■新堂中学校区(笠縫東、常盤)

総人口	15,663人
高齢者人口	4,349人
高齢化率	27.8%
要支援・要介護認定者数	725人
認定率	16.7%

■松原中学校区(山田、笠縫)

総人口	19,049人
高齢者人口	5,797人
高齢化率	30.4%
要支援・要介護認定者数	1,226人
認定率	21.1%

■草津中学校区(草津、大路、渋川)

総人口	33,305人
高齢者人口	6,847人
高齢化率	20.6%
要支援・要介護認定者数	1,232人
認定率	18.0%

■老上中学校区(老上、老上西)

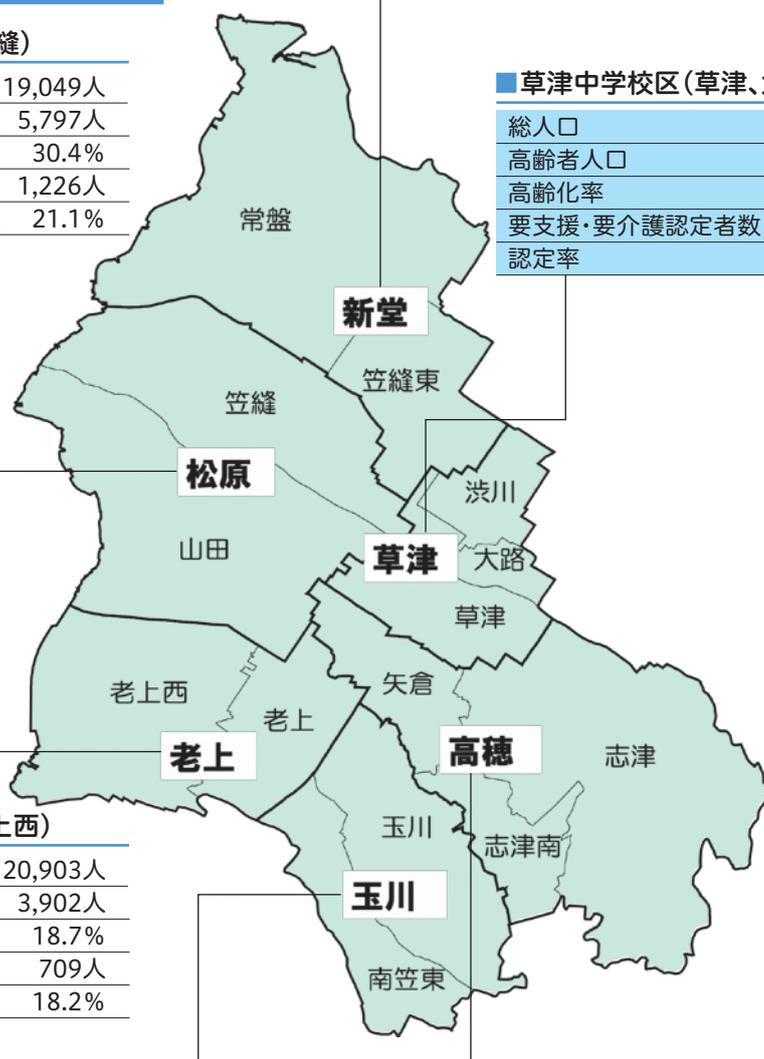
総人口	20,903人
高齢者人口	3,902人
高齢化率	18.7%
要支援・要介護認定者数	709人
認定率	18.2%

■玉川中学校区(玉川、南笠東)

総人口	20,103人
高齢者人口	4,128人
高齢化率	20.5%
要支援・要介護認定者数	668人
認定率	16.2%

■高穂中学校区(志津、志津南、矢倉)

総人口	30,527人
高齢者人口	6,244人
高齢化率	20.5%
要支援・要介護認定者数	1,032人
認定率	16.5%

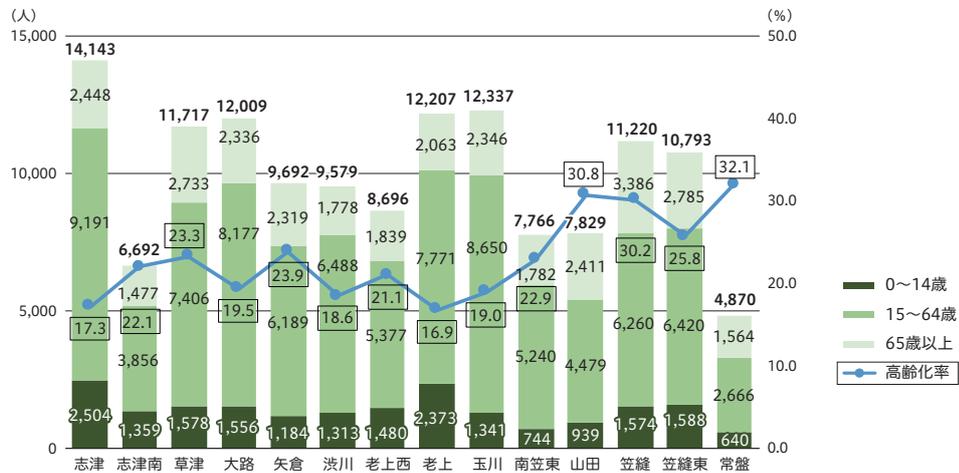


資料：総人口、高齢者人口は住民基本台帳、要支援・要介護認定者数(第1号被保険者のみ)は草津市資料(令和5年10月1日)

高齢者を取り巻く現状と将来の姿

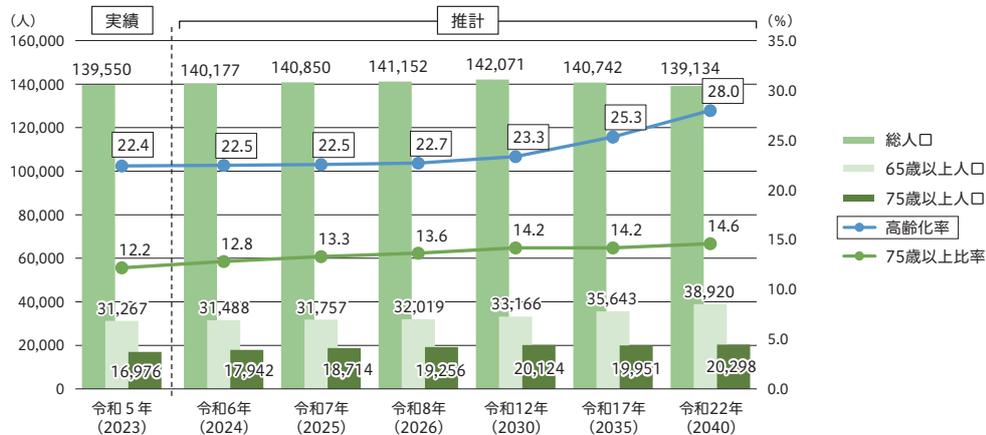
高齢者の現状

【学区(区)別人口・高齢化率】

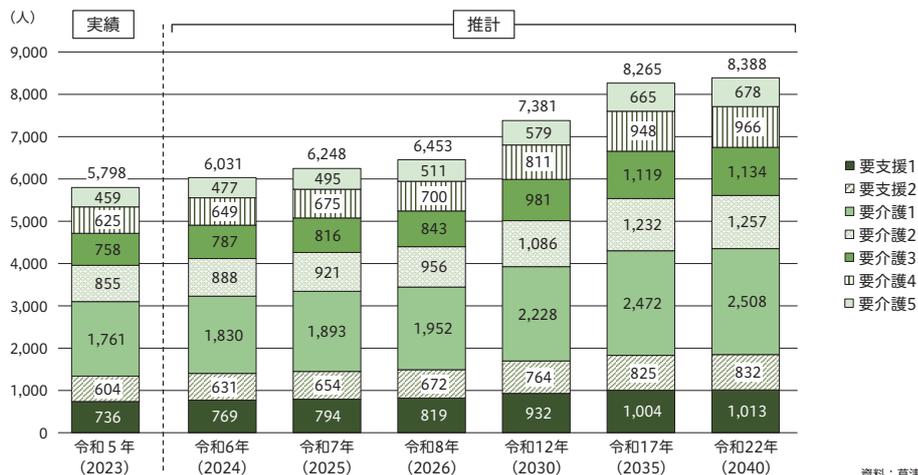


高齢者人口および要支援・要介護認定者数の将来推計

【高齢者の将来人口推計】



【要支援・要介護認定者数の推計】



資料：草津市推計（10月1日推計）

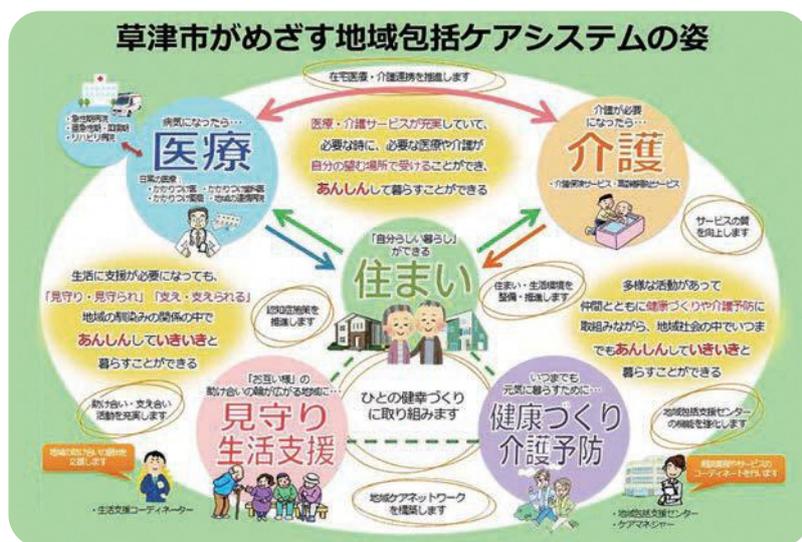
計画の基本的な考え方

計画の基本理念

基本理念

すべての市民が人として尊重され、
一人ひとりがいきいきと輝き、
安心して暮らすことのできるまちづくり

- ◆本計画は、高齢者があらゆる世代の市民とともに住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・住まいおよび自立した日常生活の支援が一体的に提供される【地域包括ケアシステム】の深化・推進を図る各種取組を進めていきます。
- ◆あらゆる世代がともに支え合い、安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に向けて取り組んでいきます。



計画の基本目標

4つの
基本目標

1. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
～地域包括ケアシステムの深化・推進～
2. いきいきと活躍できるまちづくり
～介護予防・生きがいがづくりの充実・推進～
3. 介護・福祉サービスの充実したまちづくり
～サービスの質の向上と介護人材の育成～
4. 認知症があっても安心できるまちづくり
～認知症施策の推進～

施策の展開

★は重点施策

基本目標

1

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

～地域包括ケアシステムの深化・推進～

★(1)助け合い・支え合う地域づくりの充実

(2)在宅医療・介護連携の推進

(3)地域包括支援センターの機能強化

(4)高齢者の住みよい暮らしの推進

今後の高齢化の進展に伴い、高齢者のひとり暮らしや高齢者夫婦のみ世帯、重度の要介護者、認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の増加が見込まれます。

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを行うため、地域で助け合い支え合うネットワークの充実や医療と介護の連携体制の構築、相談支援体制の充実等に向けた取組を進めます。

目標

1

高齢期を『あんしん』して生活できると思う市民の割合を増やします!

「あんしんできる高齢期の生活への支援」についての満足度

※市民意識調査において「満足」「やや満足」と答える市民(60歳以上)の割合

現状値
(2022年度)

28.1%



目標値
(2026年度)

32.6%

基本目標

2

いきいきと活躍できるまちづくり

～介護予防・生きがいづくりの充実・推進～

★(1)介護予防活動の推進

(2)健康づくりの推進

(3)社会参加における交流の促進

★(4)活躍できる場づくりの充実

誰もが生きがいを持ち健やかで幸せに暮らせる「健幸(けんこう)」のまちづくり、すなわち「健幸都市」の実現を進めるため、地域における住民主体の介護予防活動や健康づくりの推進、社会参加による交流の促進、活躍できる場づくりの充実等に向けた取組を進めます。

目標

2

高齢期を『いきいき』と暮らすことができると思う市民の割合を増やします!

「いきいきとした高齢社会の実現」についての満足度

※市民意識調査において「満足」「やや満足」と答える市民(60歳以上)の割合

現状値
(2022年度)

28.8%



目標値
(2026年度)

34.0%

介護・福祉サービスの充実したまちづくり

～サービスの質の向上と介護人材の育成～

(1)高齢者を支える各種サービスの推進

(2)介護保険制度の安定的な運営

★(3)介護人材の育成・確保

(4)家族介護者への支援の充実

要介護状態等になっても、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を継続できるよう、在宅生活を支えるサービスの充実と家族介護者への支援、介護サービスの質の向上や介護人材の育成・確保に向けた取組などを進めます。

目標3

サービスの充実に必要な人材を確保できている事業所の割合を増やします!

「介護人材の確保」についての充足度

.....

※アンケート調査において「人材（質または数）を確保できている」と答える介護サービス事業者の割合

現状値
(2022年度)

65.6%



目標値
(2026年度)

71.0%

認知症があっても安心できるまちづくり

～認知症施策の推進～

(1)認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進

(2)認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進

(3)認知症の予防等の取組

(4)医療・介護等の支援体制づくりの推進

(5)認知症の人およびその家族への支援

草津市認知症施策アクション・プラン 第4期計画

基本目標4「認知症があっても安心できるまちづくり」に関しましては、別途に定めております草津市認知症施策アクション・プラン第4期計画に基づき、令和6(2024)年度～令和8(2026)年度において、取組を進めます。



第1号被保険者保険料

段階	対 象 者	基準額に 対する割合	年額保険料 (円)
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円以下の人	0.285	22,200
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.485	37,800
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 120 万円を超える人	0.685	53,400
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円以下の人	0.9	70,200
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円を超える人	1.0	78,000 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 120 万円未満の人	1.2	93,600
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 120 万円以上 210 万円未満の人	1.3	101,400
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 210 万円以上 320 万円未満の人	1.5	117,000
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.7	132,600
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.9	148,200
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.1	163,800
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.3	179,400
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上の人	2.4	187,200

※低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして、第1段階から第3段階の基準額に対する割合は公費負担が行われることにより、軽減されています。



草津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

草津あんしんいきいきプラン 第9期計画(令和6年度～令和8年度)

■発行：令和6年3月 ■編集：草津市健康福祉部長寿いきがい課

〒525-8588 草津市草津三丁目13番30号

TEL 077-561-2372(直通) FAX 077-561-2480(直通)

Eメール choju@city.kusatsu.lg.jp